

平成 2 9 年 度

地域政策科学研究科 (前期)

一 般 入 試

専 門 科 目

時 間 180 分

(午前 9 : 30 ~ 12 : 30)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけません。
2. 問題冊子は、この表紙を除いて 2 枚です。
印刷不鮮明の箇所などがあれば、監督者に申し出て下さい。
3. 解答は、別紙の解答用紙に横書きで記入して下さい。
4. この問題冊子とは別に、解答用紙が 1 枚配布されていますが、そのすべての用紙の指定欄に科目名と受験番号を必ず記入して下さい。
5. 試験終了の合図とともに、ただちに、筆記用具を机の上に置いて下さい。
6. 解答用紙は持ち帰らないで下さい。

平成29年度(前期)

(一般入試)

文化史

1 別添の史料を読んで問いに答えなさい。

問(1) この史料を、漢字かな交じりの書き下し文に直しなさい。

問(2) この史料に書かれている内容について、300字以内で説明しなさい。

2 次のテーマから1題を選択し、500字以内で論じなさい(2題以上選択しないこと)。

(1) 古代律令国家における10世紀の転換の意義について、具体例をあげながら論じなさい。

(2) 伊達輝宗政権の政治・経済・文化の有様とその特質について、具体例をあげながら論じなさい。

(3) 近世の教育の有様とその特質について、具体例をあげながら論じなさい。

別添の史料

(元暦元年四月) 廿三日辛卯。下河辺四郎政義者。臨戰場竭軍忠。於殿中積勞効。仍御氣色殊快然。就中三郎先生義広謀叛之時。常陸国住人等。小栗十郎重成之外。或与彼逆心。或逐電奥州。政義自最初依令候御前。以当国南郡。充賜政義之處。此一兩年国役連続之間。於事不諧之由。属筑後權守俊兼愁申之。仍可随芳志之由。被遣慰勸御書於常陸目代。

常陸国務之間事。三郎先生謀叛之時。当国住人。除小栗十郎重成之外。併被勸誘彼反逆。奉射御方。或逃入奥州。如此之間。以当国南郡。充給下河辺四郎政義畢。此一兩年上洛。度度合戦。竭忠節畢。而南郡国役責勸之間。云地頭得分。云代官経廻。於事不合期之由。所歎申也。彼政義者。殊糸惜思食者也。有限所当官物。恒例課役之外。可令施芳意給候。於所当官物。無懈怠可令勤仕之旨。被仰含候畢。定令致其沙汰候歟。地頭職所当官物。無対捍儀者。雖何輩何共煩候哉。以此旨可令申触之旨。鎌倉殿所仰也。仍執達如件。

四月廿三日

俊兼奉

謹上 常陸御目代殿

(新訂増補国史大系 第32卷 『吾妻鏡』前篇 より一部引用)